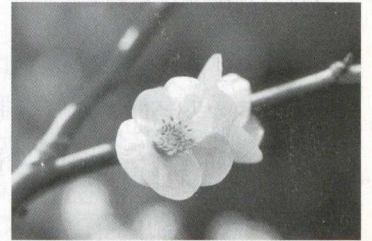


や〜かい
湯開な 温泉



まもなく^{オープン}開湯

いよいよ、ふるさと交流館「日王の湯」が4月1日（予定）から営業を始めます。

温泉は、行ってみなくちゃわからない。建物の中は、いったいどうなっているのか…。楽しみいっぱい、湧く湧く ドキドキ。



スタッフ一同、みなさまのおいでを心よりお待ち申し上げます。

人権作文入選作

「今」何をすべきか

清水 悠紀乃

昨年、ピアニストの坂本龍一さんが手がけた「ゼロランドマイン」というCDが発売されたことを覚えている人は多いと思う。なぜなら、55万枚以上のセールスを記録し、なおかつその売上金はすべて地雷除去のために使われたからだ。まさに人々の心が一つになった瞬間だといえるのであろう。私も勢いにまわって、CDを予約までして買ったことを覚えている。

しかし、半年以上たった今、人々の心はすさんでいる。毎日のようにテレビ画面に映る残酷なニュース、学校や会社、家庭内でのトラブル、そして数か月前に起こった同時多発テロ事件。世界中で「主謀者は死して罪をつくろなうべき」という声まであがっている。人々の心はもはや完全に荒れていると言っているだろうか。ではいったい地雷除去キャンペーンとは何のために行われたのか。募金をすることが目的だったのであろうか。お金さえ集まればよかったのであろうか。いや、きっとそうではないはず。坂本龍一さんが言いたかったことではないかと私は思う。そう、地雷がなくな

ればいいのではない。世界中の人がキャンペーンに参加し、募金すればいいのではない。最も大切なのはその根底にあるもっと奥深い何かなのではないだろうか。

今や廃墟となったニューヨークの映像を見て、たくさんの人々が怒り、そして涙したことだろう。しかし、主謀者が「死してつくろなうべき罪」とはいったい何なのだろうか。殺した人の数によって決まるものなのだろうか。どちらにせよ、今となっては全世界でテロ事件の主謀者の死刑執行を唱える人々が、多数を占めているのが現状だろう。

だが考えてほしい。そんな中でたくさんのアーティストたちが曲を作り、売り出し、その収入の一部をアメリカ復興のために寄付したことを。日本でも、アーティストの小室哲哉さんが平和のためのチャリティーとしていろいろな活動をしている。そんな人たちがいる中で、私たちはまたCDを買い、少しでも売り上げに貢献しようと考えている。しかし、これでは何も変わっていない。私たちには意識のどこかで「平和とはお金で解決するもの」「悪者がいなくなれば平和が訪れる」という考えが根付いているのかもしれない。だから、人々の「優しさ」とは、責任感や同情のような社会的で寂しいもので表せられるの



だと思えるときがある。でも、それは違うのではないかと思ったとき、妙に悲しくやるせない気分になった。偽善かもしれない。でも人を思いやる気持ちは責務になってはいけないと正直に思う。もちろん、私が正しいわけではないし、みんなが間違っているというわけでもない。答えはどこにもないから、人は悩んで生きているのだと思う。だから一つの方向付けを「それが当然」と決めつける考え方は、できれば改めてほしい。そうすれば、もう一度最初から平和や人権について考え直すことができるし、少し見方を変えて考えることもできると思う。

以前、ある人がテレビの仕事で、アフリカ南端の島、マダガスカルを訪れたときの話を聞いたことがある。目の当たりにした現実は予想以上に厳しく、日本語の「村」という言葉ではとても説明できないような貧しい場所だったようだ。でも、そんな貧しい環境の中に

あっても、子どもたちの笑顔は、日本では見られないような、ほんとうに無邪気なものだったようだ。マダガスカルは世界最貧国の一つであるが、人々の心は全然貧しくなんかない。むしろ貧しいのは自分たちの方ではないかと思ったという。

マダガスカルの子どもの笑顔は、いったいどんなものだったのだろうか。貧しいけれど、平和で楽しく、希望に満ちあふれた顔をしていたのだと思う。そう、前文でふれた坂本龍一さんの「ゼロランドマイン」とはまさにそれなのであろう。広い世界を見ることも大切だが、まず子どもたちと、そして自分の隣にいる人と、気づいたら一緒に笑っていられるような、そんな雰囲気をつくることではないだろうか。それこそがこの現状で「今」私たちにできる平和のための最善のことなのではないかと、私は思う。

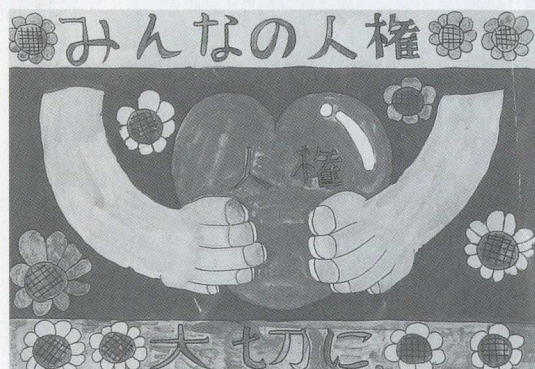
福田 明子

考えよう!



人権の重みを...

松尾 奈緒美



子どもにかかわる悩みごと ●非行

Q 中二男子の母親です。十か月ほど前に息子の友人がけんかで相手へのけがをさせた件で、家庭裁判所調査官から息子と夫あてに呼出状が届きました。息子はけんかを見ていただけですが、その件では警察にも二度呼ばれました。忘れかけた今になって、どうして家裁に呼ばれるのでしょうか。



広報通信から転載

親子で非行と向かい合い 再出発する転機としよう

A 思春期は「疾風怒濤」の時期と言われますが、急激な身体の成長と心の高まり・落ち込みの繰り返しに、自分自身が翻弄されます。この時期の子どもは、大人のように自分をコントロールできず、社会のルールも十分意識していません。非行で警察に呼ばれて、初めて社会のルールというものを実感します。

未成年の事件は警察の捜査後、検察庁を経て、家庭裁判所に送致され、調査、審判を受けます。このような経過に少々時間がかかります。二度と法に触れずに成人するためにどういう処分がよいかを判断するための大事な手続きです。

裁判所に出頭するのはだれでも避けたいことですが、非行に直面して、親子で事実を見直し、転機とする機会です。これを機に、親子で被害者の心の痛みや自分が被害者になった場合のことも考えてみましょう。親子の関係も振り返りましょう。

お子さんをかばいたい気持ちは分かりますが、子どもが自分の非行について説明する内容は、事実とは異なることもあります。親子で非行と向かい合い、これ乗り越えて再出発する努力をすれば、子どもは大きく成長し、家族の絆も強くなります。

(カウンセラー・前澤 智恵子)



家庭問題情報センター相談室

●東京 (土・日を除く10時~17時30分 / ☎03-3971-3741) ●福岡 (月・水・金 9時30分~17時 / ☎092-734-6573)

中央公民館短歌教室詠草

神無月に神が出雲に集ふとふ神話のロマン憶ひてゐたり
阿部 重宏
紅き実のサンキライを活け添えて正月花の松竹さよめる
山口 倭子
雪まじるしはれる朝をリヤカーに冬菜積みきて老婆は訪ぬ
辻田 幸也
宿題をはたす子のごと二人して夜のグラウンドひたすら歩く
岡野富司生
朝日射す窓辺に座して歌詠めばほのかに樹々の香りただよふ
平野キミ子
息子の家で茶の湯舞ひ初め賑々しく二〇〇二年の春のスタート
白石 信子
陽だまりの洗濯干し場に群なして白くかがやく水仙の花
加治 智子
定刻に石焼きいもの声聞こゆ夕餉の仕度まだかと言ふごと
武藤 鶴代
一人住めど感謝の日々を過しゐる嫁や娘や孫の気配りうけて
香月ミサヲ
茹であげてよめ菜を水に晒しをり夜の厨に七草揃へむと
三村 和子
若きらと考え方の異なれば耐ゆるほかなき世代の違ひに
稲富みつこ
手を打てばひらりと散るもみじ葉をわずかに残し花木たつ
薄雲をまとへどありか定かなり元朝の陽と畏みて仰ぐ
白石 鶴代
妻とわれ老人ホームで余生をと思ひしときにカラス鳴きゆく
白石 幸造
われと共に育ちし裏の柿の実が採る人もなく赤く熟れある
福田 昌
海よりの風に雪舞ふ宮地嶽神の御前に謹みて立つ
久保 のぶ

【地域改善対策による高等学校および大学の奨学資金貸与申請】

同和関係者の子女を対象に行っている「福岡県地域改善対策奨学資金」について、毎年申請を行う必要があり、平成14年度募集（平成13年度貸与者の継続者のみ）については次のとおりです。

★**資格要件**／次の要件をすべて満たす方が対象となります。

- ①平成13年度末に奨学金の貸与を受けているもの。
- ②県内の対象地域に居住している。
- ③高等学校・高等専門学校・短大・大学に在学している。
- ④本人の属する所帯の全収入が日本育英会の定める奨学生採用の収入基準額以下の場合。
- ⑤日本育英会法の育英資金、母子および寡婦福祉法による修学資金又は、福岡県奨学会による奨学資金の貸与を受けていない。

★**奨学資金の返還**／貸与が終了して6か月経過後から、20年以内に月賦、半年賦、または年賦で返還

★**申請期間**／4月11日(木)～24日(水) 「貸与の手引」は4月10日から配布します。

★**申請に必要なもの**／

- ①貸与申請書
- ②世帯調書
- ③所得証明書
- ④在学証明書（4月1日以降のもの）
- ⑤保護者及び本人の各印鑑
- ⑥保証書
- ⑦借用証書（貸与申請者のうち、卒業予定学年に在学する者のみ）
- ⑧収入印紙

★**奨学資金の貸与額（月額）**

高校国公立…23,500円 高校私立…52,000円 大学国公立…60,000円 大学私立…86,000円 大学院…23,500円

お問い合わせは 役場 3階 教育委員会 学校教育課 ☎22-0425

【日本育英会の奨学金制度】

★**対象**／高校、高専、専修学校、短大、大学（学部）、大学院の学生・生徒

★**申込時期**／毎年春

（申込時期は学校に照会してください）

★**申込方法**／入学前の申込…進学する前年の春に在学している学校の奨学金担当窓口へ申し込んでください。

入学後の申込…進学後の学校の奨学金担当窓口へ申し込んでください。

★**奨学金の種類**／第一種奨学金・無利子

きぼう21プラン奨学金・有利子

（3%を限度とする。但し在学中は無利子）

★**貸与期間**／本会が認めた月から卒業まで

★**貸与月額**／

第一種奨学金	きぼう21プラン奨学金		
国公・私立、自宅・自宅外により異なります	次の月額から選択		
高校・専修学校(高等)	18,000～35,000円	専修・短大	3・5・8・10万円
専修(専門)・短大	42,000～57,000円	大学院	5・8・10・13万円
大学(学部)	42,000～61,000円		
大学院	85,000～119,000円		

★**奨学生の採用**／学力や収入状況等を基に採用決定します。

【高等学校奨学金

奨学生募集】

財団法人福岡県奨学会では、経済的理由により修学が困難であると認められる者に対して、平成14年度より高等学校入学支度金及び高等学校奨学金の申請を次のとおり募集します。

※**入学支度金**／国・公立高等学校…5,000円

私立高等学校…10,000円

★**願書提出場所**／教育委員会 学校教育課（役場3F）

★**願書提出時期**／3月1日～3月25日

◎**関係書類**は中学校を経由して希望者へ配布しています。

※**奨学金**／国・公立高等学校（自宅通学）…18,000円

（自宅外通学）…23,000円

私立高等学校（自宅通学）…30,000円

（自宅外通学）…35,000円

◎**貸与申請等**については入学された各高等学校で手続をさせていただきます。

お問い合わせは 教育委員会 学校教育課

☎22-0425

★**奨学金の交付**／毎月一定額を本人の口座に振り込みます。

★**奨学金の返還**／卒業して6か月後から、月賦、月賦・半年賦併用で一定額の返還となります。

お問い合わせは 日本育英会福岡県支部

☎092-641-7418（直通）

愛犬、登録と狂犬予防注射をお忘れなく！（雨天でもおこないます）

犬には、狂犬病予防法による『登録』と『予防接種』が義務づけられています。

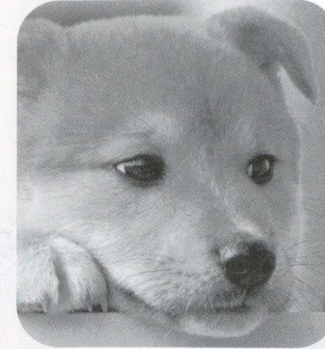
『登録』は、犬の生涯で1回となっていますが、『狂犬病予防注射』は、毎年1回必ず受けなければいけません。

生後91日以上の犬は、必ず受けましょう。

また、生まれた犬の登録をお済みでない場合は、新規の登録（登録手数料が必要）が必要です。

★**新規登録料金**／3,000円（登録済みの場合は不要）

★**予防注射料金**／3,050円（予定）



4月11日(木)		4月12日(金)	
会場	時間	会場	時間
南木公民館	13:00～13:20	福吉公民館	13:00～13:20
太陽公民館	13:30～13:45	若草集会所	13:30～13:45
神崎第一公民館	13:55～14:15	人見公民館	13:55～14:15
神崎第二公民館	14:25～14:45	宝見公民館	14:25～14:45
福丸集会所	14:55～15:15	一区公民館	14:55～15:10
上金田隣保館	15:30～15:50	金田町役場	15:20～15:50

1 愛犬の予防注射を受ける方は、通知ハガキの問診票に記入し、会場へお越しください。

2 登録が初めての犬の狂犬病予防注射は、会場で問診票に記入してください。

3 飼い犬が死亡したときや、飼い主の住所が変わったときなどは、役場へ届出が必要です。

4 狂犬病予防注射済票は、必ず飼い犬の首輪につけてください。

5 動物病院でも予防接種は受けられます。

役場住民課 環境衛生係 ☎22-6663

～ 介護保険料のお知らせ ～

介護保険料を年金からの天引き(特別徴収)で収められている方へ

介護保険料の**特別徴収**は、4・6・8月と10・12・2月に区別されます。

平成14年4・6・8月は平成14年2月分の保険料額をそのまま納付して頂きます。（これを仮徴収といいます）10・12・2月は前年の所得などをもとに年間保険料を算出し、そこから4・6・8月の保険料を除いた金額を10・12・2月に振り分けた額を納付して頂きます。（これを本徴収といいます）

この仮徴収に関しては、その額が前年度の特別徴収額であることが法令上明確にされていることから、介護保険法第140条第4項により当該通知は不要とされております。

したがって、福岡県介護保険広域連合では、本年度以降、特別徴収に関する**保険料額等の通知は、毎年8月に行うこととさせていただきますので、よろしくお祈りします。**

介護保険料を直接又は口座振替(普通徴収)で収められている方へ

保険料を直接納付又は口座振替で納付されている**普通徴収**の方は、今までどおり前年の所得などをもとに年間の保険料を算出し、8月より3月まで8回で納付して頂くこととなります。

したがって、**保険料の納付は4月から7月まではありません。**

（平成14年4月1日までに年齢が65歳に達する方を除く）

※ 介護保険料を特別な事情（災害等）がなく1年以上滞納されますと、介護サービスを利用する際に**給付制限**（一旦、本人が全額負担又は保険給付割合の引き下げ等）が適用されることとなりますので、ご注意ください。

お問い合わせは 役場福祉課 介護保険係 ☎22-0750